

◎必ずお読みのうえ、お申し込みください

平成 28 年度 第 1 回 障害者就職面接会

愛知労働局職業対策課

「参加を希望される事業主の皆様へ」

1 面接会の主旨・目的

障害者の安定的な常用雇用を促進するため、求職登録中の常用就職を目指す障害者と障害者の採用を計画する事業主が一堂に会する「障害者就職面接会」（以下「面接会」）を開催し、障害者の一層の雇用促進を図ることを目的とします。

2 参加申込にあたって

- ① 事前に管轄のハローワークで障害者就職面接会専用の求人申込みを行ってください。求人申込書は通常のものと同じです。
なお、この求人は今回の面接会専用ですので、通常に募集する求人とは別に計画し、くれぐれも面接会前に「充足・取消」とならないようにしてください。
面接会に参加する障害者は、面接会当日より前に面接希望事業所をリクエストしています。事業所が参加申込み締切後に参加を取り止めた場合は、参加障害者の面接に多大な影響を与えるため、次回以降の申込みをお断りさせていただく場合があります。
- ② 求人申込みの際は、「○○○地区の障害者就職面接会専用の求人である」旨を必ずお申し出ください。求人条件は障害者の方が応募しやすいよう内容の見直しをお願いします。
なお、求人件数（求人申込書の枚数）は最大5件としてください。
- ③ 面接会専用求人は求人情報誌（冊子）にまとめ、参加を希望する障害者に事前に配付します。面接会専用の求人であるため、求人検索機等による一般公開は行いません。
- ④ 参加申込みは、別添「参加申込書」に求人票の左上にある求人番号及びその他の必要事項を記入して、愛知労働局職業対策課までFAXにてお申し込みください。（「参加申込書」参照）
- ⑤ 参加申込み期限は6月17日（金曜日）としますが、期限前に参加事業所計画数を超えるような場合は、先着順での受付とし、計画数に達した時点で参加申込みの受付を終了させていただきますのでご了承ください。
なお、受付を終了した場合は、愛知労働局のホームページでお知らせします。

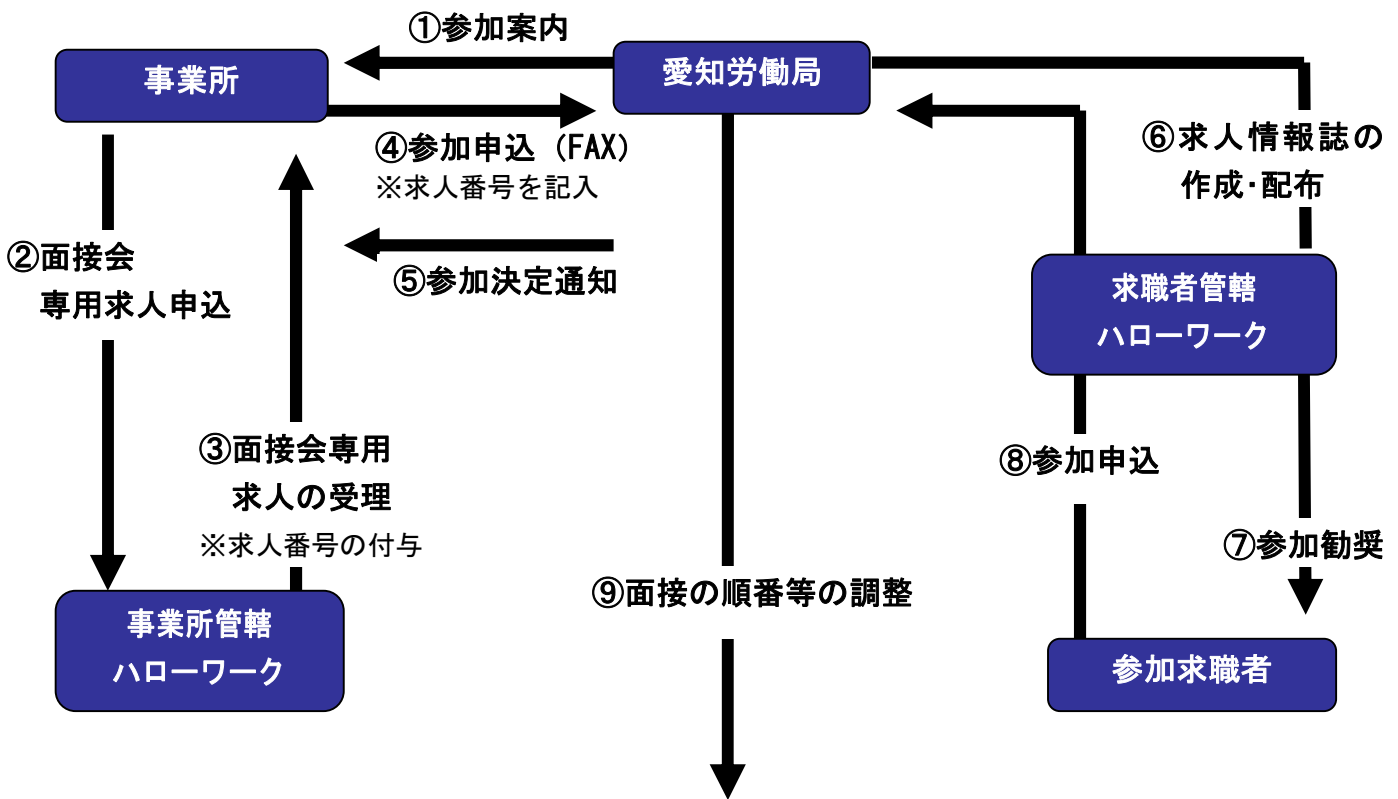
3 面接会の形態について（裏面「面接会の流れ」参照）

- ① 参加を希望する障害者は、求人情報誌（上記2③）を見て、事前に面接希望事業所を複数リクエストします。リクエストは、原則4社までとしています。
- ② より多くの面接を行うことができるよう面接時間は1回20分とし、開催時間内で7回の面接枠を組みます。面接会では面接時間が限られていますので、後日二次面接等を行ってください。
また、今後どのような手順で選考が進むのかについて、当日面接障害者に説明してください。
- ③ 障害者からのリクエストをもとに各事業所における面接の順番等を調整しますが、この順番等につきましては、面接会当日にお伝えしますのでご了承ください。
- ④ 上記③の調整により、面接希望者が集中した事業所へは、面接会当日の面接担当者の増員をお願いしますのでご協力ください。
なお、面接希望者が多数の場合は、1人の面接担当者に複数の面接障害者の対応をしていただく場合があります。この場合、個別面接の形がとれない場合がありますのでご了承ください。
- ⑤ 当日は、事前申込み以外の障害者からの追加面接をお願いする場合がありますので、15時10分までは必ずブースに在席しててください。

4 その他

- ① 参加決定通知書等につきましては、7月21日頃に発送いたします。8月に入っても通知がない場合は、恐れ入りますが、「参加申込書」下段の問合せ先へご連絡ください。
- ② 本面接会に参加する障害者の大半が愛知県内での就労を希望しているため、就業場所が県外のみの求人は、原則、対象外とさせていただきますのでご了承ください。
- ③ できる限り多くの事業所に参加していただくため、「三河地区」又は「名古屋・尾張地区」のいずれか1地区への申込みとさせていただきます。
- ④ 本面接会は一般就労を促進することを目的としているため、障害福祉サービスである就労継続支援A型事業所の利用者募集の求人は受付できません。

■■■■ 障害者就職面接会の流れ ■■■■



■ 面接会当日 ■	12:00 受付開始	12:45 開催	13:00 面接開始	16:00 終了
------------------	------------	----------	------------	----------

■ 1回 20分の面接時間で、計7回の面接枠があります。

- ・ 求職者の応募状況により、面接の空き時間枠ができる場合があります。
- ・ 空き時間枠については、事前申込み以外の求職者から当日追加面接を受け付けます。該当者がいる場合は、スタッフから「追加面接受付票」をお渡ししますので、その方の面接についてもお願いします。追加面接の可能性があるため、15時10分までは必ずブースに在席してください。
- ・ 面接希望者が多数の場合は、面接担当者を増員していただくか、1名の面接担当で複数の求職者の対応をしていただくことになります。

■ 個人票と紹介状が提出されます。

- ・ 事業所ブースには面接予定求職者名簿（事業所カード）が置いてあります。
- ・ 各面接時間になると、面接者が席につき、個人票（簡易履歴書）及び紹介状を面接担当者に提出します。
- ・ なお、当日追加面接者の紹介状については、後日、ハローワークより事業所へ送付します。

■ 面接（二次面接等を含む）後、選考結果をハローワークにも通知してください。

- ・ 面接者への選考結果通知は、求人票の選考結果欄に記入した日以内をお願いします。
- ・ 不採用の場合は、個人票（簡易履歴書）を面接者に返却してください。

「仕事の内容」を詳しく記入してください！

障害のある方は一般の方に比べ、不得手なことが明確であり、求職者ご本人もそのことを認識している場合が非常に多いです。

車椅子を常時使用する方であれば、座位の作業なのかどうかを非常に重視しますし、視覚障害の方は細かい作業を好まない傾向があります。また、内部疾患の方は重量物の持ち運びを主治医から制限されていることもあります。

求人票の「仕事の内容」欄の記入事項が少なく、簡単に「出荷作業、品質管理」と記入されているだけでは、求職者の方も具体的にどこまでの職業能力を求められているのか、イメージしにくいものです。

仕事の内容を詳しく記入していただくことにより、求人・求職のミスマッチが大幅に減少する可能性がありますので、求人申込書の「仕事の内容」欄については詳細な記入をお願いいたします。

▼「仕事の内容」欄に記入されていると望ましい事柄（職種別）

事務

- ①使用するソフトの種類
- ②必要とされるパソコンのスキルの程度
- ③来客対応、電話の取次ぎ、外出用務等の有無

IT技術

- ①恒常的な残業の有無
- ②出張の有無
- ③顧客対応の有無
- ④使用するプログラミング言語の種類

接客

- ①店舗規模（席数など）
- ②金銭を扱うレジ業務の有無
- ③通院等に配慮したシフト体制の可否

運転

- ①運搬する品物はなにか
- ②運搬する品物の重量は具体的に何キロ位か
- ③運転する距離・時間はどのくらいか

製造

- ①ライン作業かどうか
- ②作業体勢（立ち作業、座り作業）
- ③扱う物の重さ・大きさ
- ④作る物の種類
- ⑤同じ物を作り続けるのか、定期的に変わるのか

清掃

- ①作業場所はどこか（工場、トイレ、事務所等）
- ②作業場所は単一か複数か
- ③具体的にどのような作業を行うのか（モップがけ、ごみの収集、ワックスかけ等）
- ④グループ作業か単独作業か

公共職業安定所の所在地及び管轄区域等一覧表

安定所番号	安定所名 (出張所名)	所在地 (郵便番号)	電話	管轄区域
2302	名古屋中	名古屋市中村区名駅南1-21-5 (〒450-0003)	★ハローワーク・コールセンター 052 (582) 8171	西区 中村区 中区 北区 中川区 北名古屋市 西春日井郡 清須市
2303	名古屋南	名古屋市熱田区旗屋2-22-21 (〒456-8503)	★ハローワーク・コールセンター 052 (681) 1211	熱田区 港区 南区 瑞穂区 緑区 豊明市
2301	名古屋東	名古屋市名東区平和が丘1-2 (〒465-8609)	★ハローワーク・コールセンター 052 (774) 1115	千種区 昭和区 守山区 名東区 天白区 東区 日進市 長久手市 愛知郡東郷町
2304	豊橋	豊橋市大国町111 (豊橋地方合同庁舎1階) (〒440-8507)	★ハローワーク・コールセンター 0532 (52) 7191	豊橋市 田原市
2305	岡崎	岡崎市羽根町字北乾地50-1 (岡崎合同庁舎1階) (〒444-0813)	0564 (52) 8609	岡崎市 額田郡
2306	一宮	一宮市八幡4-8-7 (一宮労働総合庁舎内) (〒491-8509)	★ハローワーク・コールセンター 0586 (45) 2048	一宮市 稲沢市(平和町を除く)
2307	半田	半田市宮路町200-4 (半田地方合同庁舎1階) (〒475-8502)	★ハローワーク・コールセンター 0569 (21) 0023	半田市 常滑市 東海市 知多市 知多郡
2308	瀬戸	瀬戸市東長根町86 (〒489-0871)	0561 (82) 5123	瀬戸市 尾張旭市
2309	豊田	豊田市常盤町3-25-7 (〒471-8609)	★ハローワーク・コールセンター 0565 (31) 1400	豊田市 みよし市
2310	津島	津島市寺前町2-3 (〒496-0042)	0567 (26) 3158	津島市 愛西市 弥富市 海部郡 あま市 稲沢市(平和町)
2311	刈谷	刈谷市若松町1-46-3 (〒448-8609)	★ハローワーク・コールセンター 0566 (21) 5001	刈谷市 安城市 知立市 高浜市 大府市
	碧南出張所	碧南市浅間町1-41-4 (〒447-0865)	0566 (41) 0327	碧南市
2312	西尾	西尾市熊味町小松島41-1 (〒445-0071)	0563 (56) 3622	西尾市
2313	犬山	犬山市松本町2-10 (〒484-8609)	0568 (61) 2185	犬山市 江南市 岩倉市 丹羽郡
2314	豊川	豊川市千歳通1-34 (〒442-0888)	0533 (86) 3178	豊川市
	蒲郡出張所	蒲郡市港町16-9 (〒443-0034)	0533 (67) 8609	蒲郡市
2315	新城	新城市西入船24-1 (〒441-1384)	0536 (22) 1160	新城市 北設楽郡
2317	春日井	春日井市大手町2-135 (〒486-0807)	★ハローワーク・コールセンター 0568 (81) 5135	春日井市 小牧市

◎「★ハローワーク・コールセンター」の表示のある電話番号について

「★ハローワーク・コールセンター」の表示のある電話番号は、自動音声応答による取り次ぎサービスを行っています。
音声案内にしたがって、コード番号の「1」と「#」を押すことによって、総合案内係へお取り次ぎを行います。

【音声案内の流れ】

- ①「こちらはハローワーク（安定所名）でございます。」
- ②「総合受付をご希望の方は「1#」を個別のお問い合わせをご希望の方は「部門コード」と「#」を押してください。」

②の後で、ご使用の電話機のダイヤルキーの「1」と「#」を押していただければ、総合受付にて担当の係へお取次ぎします。